

狩 獵 者 の 皆 様 へ

出猟の際には、狩猟者必携（令和6年度版）に記載されている注意事項等を再確認し、狩猟時の安全確保に努めてください。

- | | | |
|-----------|-------------------|------------|
| ・脱包の励行 | ・矢先の確認と獲物の確認 | ・細心な銃器の取扱い |
| ・適正な猟犬の管理 | ・適正な「わな」の管理と標識の設置 | |
| ・冷静な行動 | ・目立つ色の帽子、ベストの着用 | |

1 第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟規制の緩和

鹿児島県では、農林業や生態系へ大きな被害を与えているイノシシ、ニホンジカ及びヤクシカの捕獲を促進するため、狩猟規制の緩和を行っています。

規制の緩和は、市町村又は島単位に区域を定めていますのでご注意ください。

① 狩猟期間の延長

狩猟期間を11月1日～翌年3月15日に延長しています。

獣類ごとに延長されている区域が異なりますのでご注意ください。

イノシシ	鹿児島県の区域 (ただし、西之表市、三島村、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、和泊町、知名町及び与論町を除く)
ニホンジカ	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町及び南種子町の区域
ヤクシカ	屋久島町（口永良部島を除く）

② くくりわなの規制緩和

「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」の規制を解除

「締め付け防止金具の装着」を「締め付け防止機能の装備」に緩和

獣類ごとに緩和されている区域が異なりますのでご注意ください。

イノシシ	鹿児島県の区域 (ただし、西之表市、三島村、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く)
ニホンジカ	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町及び南種子町の区域
ヤクシカ	屋久島町（口永良部島を除く）

2 わなの構造の規制

その他の規制については、狩猟者必携により十分確認してください。

猟具	狩猟における規制
とらばさみ	全面使用禁止
くくりわな (イノシシ・シカ用)	【第二種特定鳥獣管理計画による規制緩和区域以外】 ①輪の直径が12cmを超えるもの ②締め付け防止金具が装着されていないもの ③よりもどしが装着されていないもの ④ワイヤーの直径が4mm未満であるもの } 禁止
	【第二種特定鳥獣管理計画による規制緩和区域】 ・輪の直径規制を解除，金具の装着を機能の装備に緩和 ・緩和区域は，前記1の②のとおり ①締め付け防止機能が備わっていないもの ②よりもどしが装着されていないもの ③ワイヤーの直径が4mm未満であるもの } 禁止
くくりわな (イノシシ・シカ以外の小型獣類用)	①輪の直径が12cmを超えるもの ②締め付け防止金具が装着されていないもの } 禁止

3 狩猟者登録証の返納について

交付された狩猟者登録証は狩猟期間が終了した日から起算して30日を経過する日までの間に都道府県知事に返納することが法律で規定されています。

狩猟期間が終了したら，各地域振興局・各支庁（屋久島事務所）に確実に返納してください。

4 狩猟の捕獲報告及び鳥獣生息調査について

狩猟による捕獲報告（登録証の裏面）は，法律で義務付けられています。

捕獲場所（鳥獣保護区等位置図の3ヶタのメッシュ番号），捕獲した鳥獣名及び捕獲数は正確に記入してください。

狩猟による捕獲報告以外（有害鳥獣捕獲等の許可捕獲）は記入しないでください。

また，狩猟者必携にある「鳥獣生息調査」は，鳥獣の保護管理（狩猟期間の延長や規制の緩和等）を行うために不可欠ですので，ご協力をお願いします。

5 豚熱等の感染対策について

本年6月から佐賀県内で野生イノシシによる豚熱の感染が確認されていることから県内での豚熱感染リスクが高まっています。特に今年度，野生イノシシで豚熱の感染が確認されている府県での狩猟については自粛を呼びかけているところですので，御協力をお願いします。

別添チラシ「狩猟をされる皆様へ」を確認していただき，感染を広げないために必要な行動を徹底していただきますようよろしくお願いします。

6 その他

鹿児島県内に生息しているヤマドリは，法律で捕獲が禁止されているコシジロヤマドリであるため捕獲することはできません。

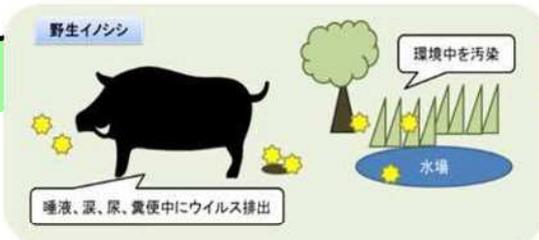
狩猟される皆様へ

～豚熱・アフリカ豚熱対策のお願い～

- 平成30年9月以降、山口県など38都府県で野生イノシシで豚熱陽性が確認されています。**令和6年6月には佐賀県の野生イノシシで豚熱陽性が確認され、県内への豚熱ウイルスの侵入リスクが一段と高まっています。**
- 野生イノシシで豚熱が確認された場合、発生地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。
- 近隣諸国ではアフリカ豚熱の発生が継続して確認**されています。
- 県内の野生イノシシにおける豚熱の**清浄性を維持**するために、皆さんの一人一人の**洗浄・消毒が重要**です！！

ウイルスがいる場所

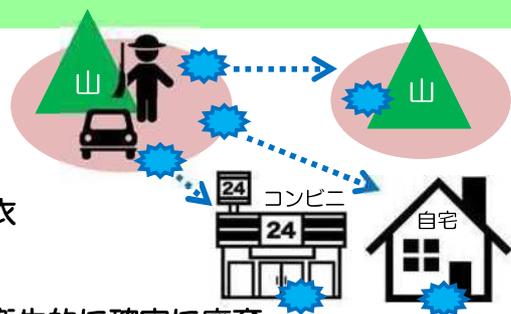
- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に要注意です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱等ウイルスを拡散させるおそれがあります。



感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨てゴム手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。
※レインコート等は使い捨て又は**洗浄・消毒**
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつみ持ち帰り**、衛生的に**確実に廃棄**。
やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保に十分配慮したうえで適切に埋置。
- 自家消費の目的であっても、肉等を豚熱等陽性確認地域から**持ち出さない**。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから、特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」。次の猟場にウイルスを**持ち込まない**。



消毒を行う場所・もの



洗浄・消毒の方法

- 靴の裏、タイヤ周り、器具（ナイフなど）
→ ブラシなどを使いながら逆性石けん液などで土や血液などの汚れを落とす。
- 消毒は、洗浄後にお願いします。
→ 逆性石鹼やアルコール、消石灰の乳液（粉でも可）をスプレーやジョウロ、噴霧器でかけてください。



お問い合わせ先

豚熱関係	県農政部	家畜防疫対策課	TEL:099-286-3224
		各家畜保健衛生所	
狩猟関係	県環境林務部	自然保護課 野生生物係	TEL:099-286-2616